

十日町市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年1月15日

十日町市監査委員 高橋 昇男
十日町市監査委員 根津 年夫

令和7年度第2回定期監査結果報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、十日町市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

環境衛生課、中里支所地域振興課、松之山支所地域振興課

(2) 対象事務

令和7年度の財務等に関する事務

4 監査の着眼点

財務等に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかを基本とし、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼とした。

5 監査の主な実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び保健センターア会議室A

(2) 実施日程

令和7年10月28日から令和7年12月25日まで

7 監査の結果

監査の対象となった事務は、おおむね適正に行われていた。

なお、軽微な事項については、口頭で改善又は検討を要望したため記述を省略し、次の内容を各所属への意見とする。

(1) 環境衛生課

① 指定事業

「埋立ごみ破碎・資源物等抽出業務委託」

② 意見

- ・発熱や発火の恐れのあるリチウム電池やモバイルバッテリーなどの危険物については、現に火災等が発生していることを踏まえ、ごみの出し方を市民にわかりやすく周知徹底していただきたい。

(2) 中里支所地域振興課

① 指定事業

「十日町市営バス運行業務委託」

② 意見

- ・委託料について、契約書で定められた期日を過ぎた支払遅延があった。今後は、担当者だけでなく課としても再発防止に取り組んでいただきたい。
- ・一般乗客の利用率が低いことから、今後の利用状況を見極め、運行内容についての更なる検討を行っていただきたい。

(3) 松之山支所地域振興課

① 指定事業

「集落支援員業務委託」「藤倉ハウスナイトワーカー業務委託」

② 意見

- ・十日町市雪里留学推進支援員設置要綱にもある「地域点検の実施」等、委託事業に関する業務について確認できる体制を整えていただきたい。